

2025（令和7）年2月20日

各位

一般社団法人日本拳法競技連盟
審判団長 高 信志

日本拳法公認防具における「胴」の取り扱いについて

日本拳法公認防具における「胴」の取り扱いについて、サイズや使用基準についてのお問い合わせがありましたので、日本拳法競技連盟審判団としての見解を下記のとおりお知らせいたします。

選手および指導者の皆様におかれましては、内容をご理解のうえ、日々の稽古ならびに試合に臨まれるようお願い申し上げます。

記

防具の取り扱いについては、日本拳法試合規則第4条に「防具・道着・紅白明示標識は日本拳法競技連盟公認のものを使用しなければならない。」と定められており、同条第1項に「防具の面・胴（内胴と外胴）・股当て・グローブについては、日本拳法競技連盟防具規格（日本拳法競技連盟 Web サイト参照）に則るものとする。」と定められています。

そこでは防具に関する具体的な規格が定められており、公認のものを使用することが義務付けられています。

しかし、少年用の防具については明確な規定がなく、現状では九櫻や明倫等の武道具メーカーに製作を委ねている状況です。

防具の第一の目的は選手の安全性の確保、危害予防であり、個々の体格に合った防具を装着することが大前提です。

例えば、体格の大きな選手が小さい防具を使用すると、十分な防護ができず安全性が損なわれます。

一方で、体格の小さな選手が大きな防具を着用すると動きが制限され、公平性に影響を与える可能性があります。

そのため、試合において防具が体格に合っておらず安全性や公平性が確保できないと審判が判断した場合には、防具の交換を命じることがあります。

また、一部の選手が意図的に小さな防具を使用し、攻撃部位を減らすことで有利に戦おうとするケースも考えられます。

しかし、これは競技の基本精神である「公平性」に反すると考えます。

選手および指導者には、日本拳法の精神に立ち返り、相手に敬意を持ち、正々堂々と競技に臨むことを求めます。

以上